

申請者控

道路占用許可申請書

新規格 更新 変更 第 年 月 日 号

(宛先) 富士見市長

〒 年 月 日
 住所
 氏名
 担当者
 TEL

※複写の為、強くお書き下さい。

道路法 第32条 第35条の規定により許可を申請します。

占有の目的			
占有場所	路線名	市道第 号線	車道・歩道・その他
	場所	富士見市 地先から 地先まで	
占有物件	名称	規模	数量
占有期間	年 月 許可日から 年 月 日まで	間	占有物件の構造
工事の時期	年 月 許可日から (うち 日間) 年 月 日まで	工事実施の方法	自己施行 請負施行
道路の復旧方法	添付書類 ●案内図 ●平面図 ●縦・横断図 ●申請時の現場写真 (各書類3部提出)		

記入要領

施工会社名等	住所
	会社名
	代表者
	担当者 電話

- 「許可申請協議」、「第32条 及び「許可を申請協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 新規格 更新 変更 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記入すること。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記入し、上部に変更前のものを () 書きすること。
- 申請者が法人又は団体 (任意団体を含む。) の場合は、「氏名」欄に法人又は団体の名称及び代表者の役職・氏名を記入し、法人又は団体の印及び代表者の印を押印すること。
- 「占有の目的」欄には、占有物件を設置する理由を具体的に記入すること。
- 「場所」欄には、地番まで記入すること。占有が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記入すること。「車道・歩道・その他」欄については、該当するものを○で囲むこと。
- 「占有物件」欄には、占有物件の名称、規模 (数量の内訳) 及び数量を記入すること。
- 「占有物件の構造」欄には、占有物件の材質規格等を記入すること。なお、図面により示す場合はその旨を記入すること。
- 「工事実施の方法」欄には、自己施行・請負施行の別及び道路の掘削を伴う場合は開削・推進・シールド等の別を記入すること。

※ 更新許可申請の場合は、添付図書のうち、縦断図・横断図・構造図を省略することができます。
 ※ 本申請書は5部複写になっているのでボールペンで強く書いてください。

交付用

道路占用 許可 可 答 書

新 更 変 第 号
規 新 更 年 月 日
許可番号 第 号
許可日 年 月 日

〒 住所
氏 名 様
担当者
TEL
年 月 日付

申請のあった道路占用については、
次のとおり許可・回答する。
不許可とする。

富士見市長



占用の目的			
占用場所	路線名	市道第 号線	車道・歩道・その他
	場所	富士見市	地先から 地先まで
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用期間	年 月 許可日から 年 月 日まで	間	占用物件 の 構 造
工事の時期	年 月 許可日から (うち 年 月 日まで	日間)	工 事 実 施 の 方 法 自 己 施 行 請 負 施 行
道路の 復旧方法			添 付 書 類 ●案内図 ●平面図 ●縦・横断面 ●申請時の現場写真 (各書類3部提出)
○東入間警第 号 交通規制 ・車両通行止 ・片側交互通行 ・徐行 ・片側通行		施 工 会 社 名 等	住 所
許可条件			会 社 名
			代 表 者
			担 当 者 電 話
<p>1 次の道路占用料を別紙納入通知書により通知書発行の日から30日以内に納入すること。 占用料 円 許可時請求額 ○減額 ○免除</p> <p>2 占用許可期間は 年 月 日 までとする。ただし、許可期間満了後も引き続き使用しようとするときは、期間満了の30日前までに所定の様式により更新許可申請書を提出すること。</p> <p>3 次の場合においては、許可を取り消し、若しくは変更、移転又は危害を防止するため必要な処置を命ずることがある。 (1) 法律、命令に違反したとき。 (2) 占用料を納期内に納入しないとき及び延滞金を納入しないとき。 (3) 道路工事等公益のために必要が生じたとき。</p> <p>4 前項に基づく処分を要した費用は占用者の負担とし、前項の処分により損害を被る者があっても道路管理者はその責を負わない。</p> <p>5 工事に起因した苦情及び第三者への損害は、占用者の責任において解決すること。</p> <p>6 占用期間中は、占用物件の管理を適切に行ない、道路・河川・下水道・その他の構造及び交通に支障を与えないこと。</p> <p>7 占用者の異動又は本申請書記入内容に変更が生じるときは、所定の様式により道路管理者の許可を受けること。</p> <p>8 道路占用を廃止しようとするとき又は期間満了のときは、原状回復の方法及び時期について道路管理者の指示を受けること。</p> <p>9 道路の掘削を伴う道路占用許可にあつては、別に定める富士見市道路占用工事標準条件書に基づき施行すること。</p> <p>10 道路占用者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占用物件を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないこと。</p> <p>11 道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占有物件については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占有物件の安全確認のため、占有物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告しなければならないこと。</p> <p>12 占有物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要措置を講ずるとともに、その占有物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告しなければならないこと。</p> <p>〈教示〉 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができず。 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として(訴訟において富士見市を代表する者は富士見市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>			

道路占用許可申請協議書

新更変第 号日
規新更 年 月 日
受付番号 第 年 月 日

(宛先) 富士見市長

〒
住 所
氏 名
担当者
TEL
.....

道路法第32条第35条の規定により許可を申請協議します。

占用の目的			
占 用 場 所	路線名	市道第 号線	車 道 ・ 歩 道 ・ その他
	場 所	富士見市 地先から 地先まで	
占 用 物 件	名 称	規 模	数 量
占 用 期 間	年 月 許可日から 年 月 日まで	占 用 物 件 の 構 造	
工 事 の 時 期	年 月 許可日から (うち 年 月 日まで 日間)	工 事 実 施 の 方 法	自 己 施 行 請 負 施 行
道 路 の 復 旧 方 法		添 付 書 類	●案内図 ●平面図 ●縦・横断図 ●申請時の現場写真 (各書類3部提出)
		施 工 会 社 名 等	住 所
			会 社 名
			代 表 者
			担 当 者 電話

道路占用工事協議書

第 年 月 日

東入間警察署長 様

上記の者の道路占用許可申請について道路法第32条第5項の規定により協議します。

富士見市長



道路占用 許可申請 協議 書

新 更 変 第 号
規 新 更 年 月 日

受付番号 第 年 月 日

(宛先) 富士見市長

〒
住 所
氏 名
担当者
TEL

道路法 第 32 条 の規定により 許可を申請 協議 します。
第 35 条

占用の目的			
占 用 場 所	路線名	市道第 号線	車 道 ・ 歩 道 ・ その他
	場 所	富士見市	地先から 地先まで
占 用 物 件	名 称	規 模	数 量
占 用 期 間	年 月 許可日から 年 月 日まで	間	占 用 物 件 の 構 造
工 事 の 時 期	年 月 許可日から (うち 年 月 日まで 日間)	工 事 実 施 の 方 法	自 己 施 行 請 負 施 行
道 路 の 復 旧 方 法	添 付 書 類 ●案内図 ●平面図 ●縦・横断図 ●申請時の現場写真 (各書類3部提出)		

富士見市長

様

年 月 日 第 号

東入間警察署長



道路占用工事の協議について (回答)

年 月 日付 第 号で協議のありました標記のことについて
は次のとおり回答します。

道路占用許可申請書

新 更 変 第 号
規 新 更 年 月 日

受付番号 第 号
年 月 日

(宛先) 富士見市長

〒
住 所 _____
氏 名 _____
担当者 _____
TEL _____

道路法 第 32 条 の規定により 許可を申請 します。
第 35 条 協 議

占用の目的											
占用場所		路線名 市道第 _____ 号線			車道・歩道・その他						
場所		富士見市 _____			地先から 地先まで						
占用物件		名 称		規 模		数 量					
占用期間		年 月 許可日から 年 月 日まで		間		占用物件 の 構 造					
工事の時期		年 月 許可日から (うち 年 月 日まで		日間)		工 事 実 施 の 方 法					
道路の 復旧方法				添 付 書 類		●案内図 ●平面図 ●縦・横断図 ●申請時の現場写真 (各書類3部提出)					
道路占用許可協議審査書兼伺書				施 工 会 社 名 等							
受付番号		第 _____ 号						住 所		住 所	
決 定		○条件付許可 ○不 許 可 ○返 戻						会 社 名		代 表 者	
				課 長		副 課 長					
				主 査		起 案 者					
決裁		調査審査意見欄				合議					
年 月 日						警察協議 年 月 日					
占用料 計算等	1. 富士見市道路占用規則第 8 条第 1 項第 _____ 号により(免除・減額) 2. 道路占用料別表中第 _____ 番を適用し下記のとおり算定 占用料 _____ 円 許可時請求額 _____					復旧指示 1. 責任復旧 No.1・2・3・4・5・6・7 原形復旧・別紙 2. 影響部分 立会・別紙					